

令和7年度 かすみがうら市立霞ヶ浦南小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条参考）

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（いじめ防止対策推進法第1・3条参考）

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

（いじめ防止対策推進法第4条参考）

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者・関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。

いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

（いじめ防止対策推進法第3・8条参考）

(保護者の責務)

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。

（いじめ防止対策推進法第9条参考）

2 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止

（いじめ防止対策推進法第15条参考）

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、異学年交流（縦割り班活動）や特別な教科道徳を要とした授業実践の充実を図るとともに、児童が相談しやすい教職員との関係を構築し、教育相談の機会をもつ。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心を育て、いじめ防止に資する児童の自主的活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発活動として、いじめのない学校を目指した集会を実施する。

② いじめの早期発見のための措置

（いじめ防止対策推進法第16条参考）

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する調査（学校生活アンケート等）を毎月1回実施するとともに、その他の必要な措置を講じる。保護者に対しては、教頭等による相談窓口を設置する。
- ・調査実施後、場合に応じて担任等と児童または保護者との個別面談を行う。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。（スクールカウンセラーとの面談・心の健康観察（オンライン相談窓口）等）
- ・全児童の教育相談を7月、12月、2月を目安に年3度実施する。

③ いじめの防止等の対策のための教職員の資質の向上

（いじめ防止対策推進法第18条参考）

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する研修を推進する。
- ・“いじめに備える基礎知識”による教職員の研修

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

（いじめ防止対策推進法第19条参考）

- ・保護者や学校は、児童が携帯電話やインターネットをどのように利用しているか、その利用実態に関心をもち、日頃からその把握に努める。
- ・児童（発達段階に合わせて）及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止できるように、「ケータイ・ネット安全利用教室」等を行う。

⑤ 性的マイノリティへの理解と対策（いじめ防止対策推進法3条参考 生徒指導提要12. 4. 1参考）

- ・日頃から児童が相談しやすい環境を整えておく。また、性同一性障害や性自認、性的指向などの悩みを抱える児童にとっても、秘密しておきたい場合があることなどを想定しつつ、相談にのれるようにする。

(2) いじめの防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

（いじめ防止対策推進法第22・23条参考）

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「生徒指導委員会」を設置する。
< 構成員 > 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等外部構成員、関係担任等
< 活動 > 調査（学校生活アンケート等）並びに教育相談に関すること。
いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。
いじめ防止に関すること。いじめ事案への対応に関すること。
< 開催 > 定例会を月に1回程度実施（運営会議後）し、いじめ事案発生時は随時開催とする。
SSWやSCは参加可能なときに参加する。
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施・検証・修正を行う。

② いじめへの対処と関係機関等との連携

（いじめ防止対策推進法第17条参考）

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・確認した情報は生徒指導主事及び、管理職へ報告する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する継続的な支援と助言を行い、いじめを行った児童への指導とその保護者への教育支援を行う。
- ・いじめられている児童を守り通すことを第一とし、その児童が安心して教育を受けられるよう、保護者と連携を図りながら、教育活動に務める。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめ（インターネットを通じて行われるものを含む）については、かすみがうら市教育委員会及び土浦警察署等と

連携して対処する。

- (3) 重大事態への対応 (いじめ防止対策推進法第28条参考)(別紙フロー図)
- 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。
- ① 重大事態の疑いが発生した旨を、かすみがうら市教育委員会に速やかに報告する。
 - ② かすみがうら市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

- (4) 学校評価における留意事項 (いじめ防止対策推進法第34条参考)

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価アンケートの項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見・早期対応に関する組織的取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための組織的取組に関すること。